

令和7年9月分から認可外保育施設の 保育料負担軽減の補助額等を拡充します。

江戸川区では、認可外保育施設を定期利用する児童の保護者に対する利用支援として、保育料の負担を軽減するための補助を実施しています。

今回、東京都における「第1子保育料無償化」の開始に伴い、本区においても令和7年9月分から「江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金」の補助額等の拡充を以下のとおり実施いたします。

なお、本補助額等の拡充に伴う事務手続き等の詳細については、令和7年8月中旬に区ホームページや認可外保育施設を通じてお知らせいたします。

補助内容

令和7年9月分から補助額等を拡充します（補助の要件に変更はありません）。

利用児童の区分（注）			補助対象月	補助額の月上限		
0歳～2歳	課税	第1子	4月～8月	37,000円		
			9月～3月	80,000円		
		第2子以降	4月～8月	50,000円		
			9月～3月	80,000円		
	非課税		4月～8月	8,000円	注2	
			9月～3月	38,000円		
3歳～5歳		第1子	4月～8月	（対象外）	注2	
			9月～3月	40,000円		
		第2子以降	4月～8月	20,000円		
			9月～3月	40,000円		

注 利用児童の年齢は、令和7年4月1日時点の年齢を適用します。

利用児童の出生順は、年齢を問わず生計を同じくする兄・姉から数えた順番を適用します。

注2 補助の対象となる費用は「保育料から国の無償化額を差し引いた後の金額」です。

国の無償化部分（施設等利用費）の請求は、本補助とは別に請求いただく必要があります。

【お問い合わせ先】

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
江戸川区 子育て支援課 施設利用給付係
直通 03-5662-1012

【区HP】



本補助制度の内容